## 平成30年11月市議会 教育厚生委員会資料

# 第131号議案

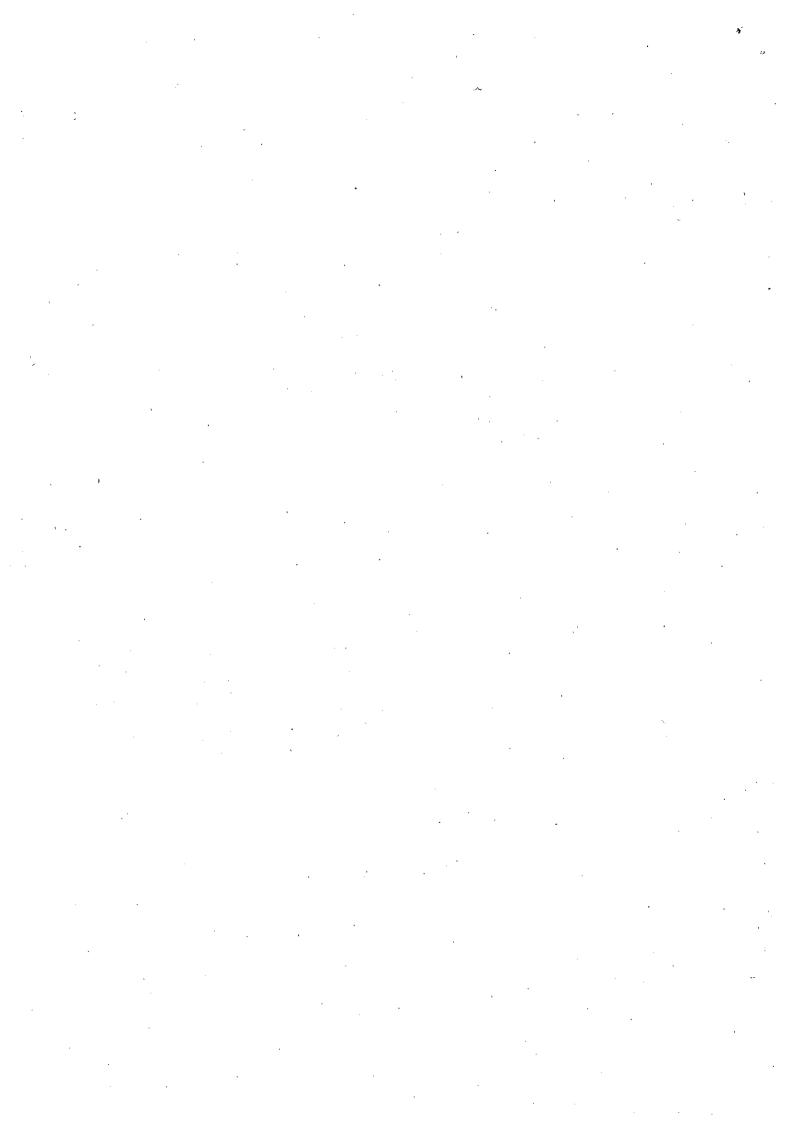
長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

## 目 次

1	長崎市幼保連携型認定	こども園以外の認	忍定こども園の認	定の要件を定める
Ŕ	<b>ミ例案の概要</b>	-		

(1)	制定理由			•	•	P 1
(2)	認定こども園の概要		•	•		P 1
(3)	国の基準	•	•	•		P 2
(4)	本市における条例制定の考え方		•	•		P 2
(5)	条例で定める主な内容		•	•	• '	P 2
(6)	本市の独自基準		•		•	P 3
(7)	施行日			•		Р3
(8)	関係法令		•	•	•	P 4
(9)	国が定める基準及び県条例等との比較表			•		P5~18

こ ど も 部 平成30年11月



1 長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例案 / の概要

#### (1) 制定理由

平成30年6月27日に公布された、第8次地方分権一括法による、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)」の改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園をいう。)の認定に係る権限が、都道府県から中核市に移譲されることとなった。

認定の際は、認定こども園法第3条第1項及び第3項の規定により、中核市が条例で定める要件に適用することが必要とされている。

このことから、国が定める基準等を踏まえ、幼保連携型認定こども園以外の認定ことも園の認定の要件を定める条例を制定する。

#### (2) 認定こども園の概要

- ア 認定こども園は、次の機能を備え、認定こども園としての基準を満たす場合に、 都道府県等から認可・認定を受けることができる。
  - (ア) 就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、 教育と保育を一体的に行う機能
  - (イ) 子育て相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育ての支援を行う機 能
- イ 認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型 に区分される。

#### (類型)

類型	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
位置付け	学校かつ児童	学校	児童福祉施設	幼稚園機能
	福祉施設			+保育所機能
施設内容	幼稚園機能と	幼稚園が、保育所	認可保育所が、幼	認可保育所以外の
	保育所機能の	機能を備えること	稚園機能を備える	保育機能施設が、
	両方の機能を	で認定こども園の	ことで認定こども	認定こども園の機
	併せ持つ単一	機能を果たす施設	園の機能を果たす	能を果たす施設
	の施設	·	施設	
認可・認定	幼保連携型の	幼稚園の認可	保育所の認可	地方裁量型の認定
	認可	(長崎県)	(長崎市)	<u>(長崎市)</u>
※下線部:	(長崎市)	+ <u>幼稚園型の認定</u>	+保育所型の認定	
平成 31 年 4 月~		_(長崎市)_	_(長崎市)_	
H30. 4. 1 現在	26 施設	6 施設	2 施設	0
長崎市内の		「 現在の幼稚園 )	「現在の保育所)	
施設数		24 施設	85 施設	

※幼保連携型認定こども園は、平成27年4月以降、長崎市において認可事務を行っている。

#### (3) 国の基準

国が定める「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(以下「国が定める基準」という。)」は、すべての規定が「参酌すべき基準」とされている。

#### 「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

#### (4) 本市における条例制定の考え方

本市の条例については、国が定める基準を参酌し、長崎県からの権限移譲であることを踏まえ、これまで、長崎県の基準(長崎県認定こども園の認定要件に関する条例)に基づいて認定された、長崎市内の幼保連携型以外の認定こども園との均衡を考慮し、制定する。

#### (5) 条例で定める主な内容

ア 認定こども園の類型(第3条関係)

本条例の対象となる認定こども園の類型を定めるものであり、その類型は次のとおり。

- (7) 幼稚園型認定こども園
- (イ) 保育所型認定こども園
- (ウ) 地方裁量型認定こども園

#### イ 職員の配置(第4条関係)

- (7) 認定こども園の長を1人置くこと。
- (4) 子どもの数の区分に応じ、教育及び保育に従事する者を置くこと。
- (ウ) 満3歳以上の子どもへの教育及び保育については、学級を編制し、各学級ごとに学級担任を置くこと。この場合の1学級の子どもの数は、30人以下を原則とすること。

#### ウ 職員の資格(第5条関係)

- (7) 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有すること。
- (4) 満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有すること。
- (ウ) 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及 び保育士の資格のいずれも有すること。
- (I) 学級担任は、幼稚園の教員免許状を有すること。

#### 工 施設設備(第6条関係)

- (7) 幼稚園型認定こども園は、建物及び附属設備を同一又は隣接する敷地内に設置すること。
- (4) 認定こども園の園舎は、学級数に応じて算定した面積を有すること。
- (ウ) 認定こども園は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。

(I) その他、認定こども園の保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積要件、食事の提供について定めるもの。

#### オーその他

教育及び保育の内容(第7条関係)、保育者等の資質の向上(第8条関係)、子育て支援事業(第9条関係)、管理運営等(第10条関係)、暴力団員等の排除(第11条関係)、委任(第12条関係)について定めるもの。

#### (6) 本市の独自基準

ア 職員の配置(満3歳以上の子どもの1学級の数)(第4条関係)

国が定める基準では、満3歳以上の子どもの1学級の数は35人以下を原則としているが、長崎市の公立小学校第1学年の1学級児童数基準が30人であることを踏まえ、小学校への円滑な接続を図るため、1学級30人以下を原則とする。

イ 暴力団員等の排除(第11条関係)

国が定める基準では、暴力団員等を排除する規定が無いが、長崎市暴力団排除条例に基づき、長崎市では、福祉施設等において、暴力団員等を排除する規定を設けており、適正な運営を行うため、他の福祉施設等と同様に規定を設ける。

#### (7) 施行日

平成31年4月1日(認定こども園法の一部改正の施行期日と同日)

#### (8) 関係法令

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

- 第三条 <u>幼稚園又は保育所等の設置者</u>(都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)を除く。)<u>は、その設置する</u> <u>幼稚園又は保育所等が都道府県(当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設</u>(指定都市等の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該指定都市等)の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長)(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市等の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。)<u>の認定を受けることができる。</u>
- 3 <u>幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設(以下「連携施設」という。)の設置者</u>(都道府県及び指定都市等を除く。)<u>は、その設置する連携施設が都道府県(当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等)の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長)の認定を受けることができる。</u>

# (9) 国が定める基準及び県条例等との比較表

			<u> </u>	
	国が定める基準			·
	( 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な )	•		
	提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項		•	   (仮称)長崎市幼保連携型認定ことも園以外の認定
項目	の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び	長崎県認定こども園の認定要件に関する条例	長崎県認定こども園の認定等に関する規則	こども園の認定の要件を定める条例(案)
	厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関す			ここの風の縁定の安下を定める未列(未)
	る基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
趣旨	第一 趣旨 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律(以下「法」という。) は、幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関 し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育 所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保 育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提 供する機能を備える施設を認定こども園として認 定する仕組みを設けるものである。	(趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号。以下「法」という。)第3条 第1項及び同条第3項の規定に基づき、長崎県に おける認定こども園の認定の要件を定めるものと する。	(趣旨) 第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。)及び長崎県認定こども園(条例第3条各号に掲げる認定こども園をいう。以下同じ。)の認定要件に関する条例(平成18年長崎県条例第64号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、認定こども園(条例第3条各号に掲げる認定こども園をいう。)の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号。以下「法」という。)第3条 第1項及び第3項の規定に基づき、本市における 幼保連携型以外の認定こども園(以下単に「認定 こども園」という。)の認定の要件を定めるものと する。
				·
定義		(定義)	   (定義)	(定義)
		第2条 この条例において使用する用語の意義は、 法において使用する用語の例による。	第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び 条例で使用する用語の例による。	第2条 この条例において使用する用語の意義は、
		がに0001で展布する市品の例になる。	来的で使用する市品の例にある。	公に6501で使用する用品の例による。
認定こども園の類型	この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。  一 幼稚園型認定こども園次のいずれかに該当する施設をいう。 1 幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園  2 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの	(認定こども園の類型) 第3条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども 園(以下「認定こども園」という。)は、次の各号 に掲げるいずれかの類型に該当し、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域に地域において実施することが必要と認められる制の下で行わなければならない。 (1)幼稚園型認定こども園次のいずれかに該当する施設をいう。 ア 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年 園の教育課程その他の保育内容に関してて編成 対方といるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほかいいされた教育課程に基づく教育を行うほかいいされた教育課程に基づく教育を行うは、当該教育のための時間の終了後、在籍している方とものうち保育を必要とする子どものうち保育を必要とする子どものうち保育を必要とする子どものうち保育を必要とする子どものうち保育を必要とする子どものうち保育を必要とする子どものうち保育を必要とする子どものうちに設置されている。		(認定こども園の類型) 第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当し、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域において実施するに対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。 (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 ア 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする者に対する教育を行う幼稚園、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの
	イ 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号)第 23 条各号	(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよ		(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよ

に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

□ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

#### 二 保育所型認定こども関

保育を必要とする子どもに対する保育を行う ほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の 子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる 目標が達成されるよう保育を行う保育所

#### 三 地方裁量型認定こども園

保育を必要とする子どもに対する保育を行う ほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の 子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる 目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

このように多様な類型の認定こども園を認めると同時に、いずれの類型の認定こども園においても、子どもの健やかな育ちを中心に置き、認定こども園に求められる機能の質を確保する必要がある。このため、法においては、認定こども園の認定の基準について、主務大臣が定める基準を参酌して都道府県(指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市)の条例で定めることとしたものである。

なお、都道府県においてこの認定こども園の認定基準を定めるに際しては、保育行政において指定都市及び中核市が果たしている役割に鑑み、その意向に配慮すべきである。

#### う保育を行い、かつ、当該保育を実施する に当たり当該施設を構成する幼稚園との緊 密な連携協力体制が確保されているもの

- (イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所 していた子どもを引き続き当該施設を構成 する幼稚園に入園させて一貫した教育及び 保育を行うもの
- (2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに対し学校教育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

う保育を行い、かつ、当該保育を実施する に当たり当該施設を構成する幼稚園との緊 密な連携協力体制が確保されているもの

- (イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所 していた子どもを引き続き当該施設を構成 する幼稚園に入園させて一貫した教育及び 保育を行うもの
- (2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(本市における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする 子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必 要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保 育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教 育法第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよ う保育を行う保育機能施設をいう。

#### 職員の配置

#### 第二 職員配置

- 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

二 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様 に1日に4時間程度利用するもの(以下「教育 時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に 1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及 び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時

#### (職員の配置)

- 第4条 認定こども園には、認定こども園の長1人を置かなければならない。
- 2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの 数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の 教育及び保育に従事する者を置かなければならな い。ただし常時2人を下回ってはならない。
- (1) 満1歳未満の子ども おおむね3人につき1 人以上
- (2) 満1歳以上満3歳未満の子ども おおむね6 人につき1人以上
- (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね 20人につき1人以上
- (4) 満4歳以上の子ども おおむね 30 人につき 1人以上
- 3 認定こども園における満3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)

#### (職員の配置)

- 第4条 認定こども園には、認定こども園の長1人 を置かなければならない。
- 2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの 数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の 教育及び保育に従事する者を置かなければならな い。ただし常時2人を下回ってはならない。
- (1) 満1歳未満の子ども おおむね3人につき1 人以上
- (2) 満1歳以上満3歳未満の子ども おおむね6. 人につき1人以上
- (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね 20人につき1人以上
- (4) 満4歳以上の子ども おおむね 30 人につき 1人以上
- 3 認定こども園における満3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)

	間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は35人以下を原則とする。	に共通の4時間程度の利用時間において、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下とする。	-	に共通の4時間程度の利用時間において、学編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員下「学級担任」という。)に担当させなければない。この場合において、1学級の子どもの30人以下を原則とする。
職員の資格	第三 職員資格  一 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。  二 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においます。	のとされる職員のうち、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。 3 前条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち、満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。以下同じ。)及び保育士の資格のいずれも有する者	(職員の資格) 第3条 認定こども園の長は、条例第5条第1項に 掲げる能力を有するほか、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条、第21条 若しくは第22条に掲げる資格を有する者又は健全な心身を有し児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。 2条例第5条第3項ただし書に規定する規則で定める要件は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有していることとする。	(職員の資格) 第5条 前条第1項の認定こども園の長は、教び保育並びに子育て支援を提供する機能を終に発揮させるよう管理及び運営を行う能力をなければならない。 2 前条第2項の規定により認定こども園に置のとされる職員のうち、満3歳未満の子ども育に従事する者は、保育士の資格(児童福祉18条の6に規定する資格をいう。以下同じ有する者でなければならない。 3 前条第2項の規定により認定こども園に置のとされる職員のうち、満3歳以上の子ども育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員を(教育職員免許法(昭和24年法律第147年4条第2項及び第4項に規定する免許状を以下同じ。)及び保育士の資格のいずれも有る
	する者でなければならない。  三 二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。	でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する者は、この限りでない。 4 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その選任が困難であるときは、規則で定めるところにより、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。	3 条例第5条第4項ただし書に規定する規則で定めるところにより、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる場合は、次に掲げる要件のいずれも満たす場合とする。 (1) 意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合 (2) 認定こども園の認定を受けた日から3年(当分の間、相当期間にわたり幼稚園の教員免許状を有する者の確保が困難である場合に限り6年)以内に幼稚園の教員免許状を取得する場合	でなければならない。ただし、市長が別に気要件に適合する者は、この限りでない。 4 前項の規定にかかわらず、学級担任は、終の教員免許状を有する者でなければならないだし、保育所型認定こども園又は地方裁量でし、保育の認定を受ける場合において、そのが困難であるときは、市長が別に定めるとうより、保育士の資格を有する者を学級担任とことができる。
	四 二の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。	5 第3項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その選任が困難であるときは、規則で定めるところにより、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。	4 条例第5条第5項ただし書に規定する規則で定めるところにより、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる場合は、次に掲げる要件のいずれも満たす場合とする。 (1) 幼稚園の教員免許状を育する者であって、意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもので、保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合 (2) 認定こども園の認定を受けた日から3年(当分の間、相当期間にわたり保育士の確保が困難である場合に限り6年)以内に保育士の資格を取得する場合	5 第3項の規定にかかわらず、満3歳以上のものうち教育及び保育時間相当利用児の保証事する者は、保育士の資格を有する者でないならない。ただし、幼稚園型認定こども園立方裁量型認定こども園の認定を受ける場合して、その選任が困難であるときは、市長があめるところにより、当該教育及び保育時間利用児の保育に従事する者とすることができる。
施設設備	五 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。 第四 施設設備	(施設設備) 第6条 幼稚園型認定こども園(第3条第1号イに 規定するるのに限る。) については、それぞれの用	で定める要件は、次に掲げるとおりとする。	規定するものに限る。) については、それぞれ
		に供される建物及びその附属設備(以下「建物等」	(1) 認定こども園(条例第3条第1号イ(イ)に規定	に供される建物及びその附属設備(以下「建   - 7 -

敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- 2 子どもの移動時の安全が確保されていること。

二 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、四本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては四本文及び九)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積(平方メートル)
1 学級	180
2 学級以上	320+100× (学級数-2)

- 三 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 四 三の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき 1.98 平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- 五 三の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、1 の基準を満たすときは、2 の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2 の基準を満たすときは、1 の基準を満たすことを要しない。
  - 1 満2歳以上の子ども1人につき33平方メートル以上であること。
  - 2 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未

という。)を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、規則で定める要件を満たすときは、この限りでない。

2 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育を用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第4項ただし書において同じ。)は、次の表に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、第4項本文及び第9項)に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

C/O/V 10	
学級の数	面積
1学級の場合	180 平方メートル
2学級以上の	次に掲げる算式による。 320+100×(学級の数-
場合	320+100× (学級の数-
	2) 平方メートル

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき 1.98 平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第2項本文に規定する要件を満たすときは、この限りでない。
- 5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第1号の要件を満たすときは第2号の要件を、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第2号の要件を満たすときは、第1号の要件を満たすことを要しない。
- (1) 満2歳以上の子ども1人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満

するものを除く。第3号において同じ。)を構成 する幼稚園及び「保育機能施設」の子どもが日 常的に合同して活動することが可能であるこ と。

- (2) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (3) 認定こども園を構成する幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物等の距離が、子どもが通常徒歩により移動できる範囲であること。
- (4) 子どもの移動が、精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、 当該移動時の安全が確保されていること。
- (5) 子どもに対する教育及び保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育機能施設の職員の連携が図られること。 条例第6条第6項ただし書に規定する規則で定
- める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 子どもが通常徒歩により移動できる範囲にあり、当該移動時の安全が確保されていること。 (2) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (3) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (4) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (5) 条例第6条第5項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

という。)を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、市長が別に定める要件を満たすときは、この限りでない。

2 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第4項ただし書において同じ。)は、次の表に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、第4項本文及び第9項)に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

学級数 面積(平方メートル)	
1学級 180	
2学級以上 320+100×(学級数-2	

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上 の子ども1人につき 1.98 平方メートル以上でな ければならない。ただし、満3歳以上の子どもに ついては、既存の施設が幼稚園型認定こども園又 は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合で あって、その園舎の面積が第2項本文に規定する 要件を満たすときは、この限りでない。
- 5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第1号の要件を満たすときは第2号の要件を、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第2号の要件を満たすときは第1号の要件を満たすことを要しない。
- (1) 満2歳以上の子ども1人につき33平方メートル以上であること。
- (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満

満の子どもについて1により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	330+30×(学級数-1)
3 学級以上	400+80× (学級数-3)

- 六 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
  - 1 子どもが安全に利用できる場所であること。
  - 2 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- 3 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- 4 五による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。
- 七 認定こども園は、当該認定こども園の子ども に食事を提供するときは、当該認定こども園の で調理する方法により行わなければならない。 ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提 供については、次に掲げる要件を満たす場合に 限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方 法により行うことができる。この場合において、 当該認定こども園は、当該食事の提供について 当該記定こども園は、当該食事の提供について 当該方法によることとしてもなお当該認定こど も園において行うことが必要な調理のための加 熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるも のとする。
- 1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認 定こども園にあり、その管理者が、衛生面や 栄養面等業務上必要な注意を果たし得るよう な体制及び調理業務を受託する者との契約内 容が確保されていること。
- 2 当該認定こども園又は他の施設、保健所、 市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮 が行われること。
- 3 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- 4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること
- ハ 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事 の提供について、当該幼稚園型認定こども園内

の子どもについて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

		<del>/ 0 C C 0</del>
	学級の数	
	2学級以下の場	次に掲げる算式による。
	·	330+30× (学級の数-
		1)平方メートル
	3学級以上の場	次に掲げる算式による。
	合	400+80× (学級の数—
		3) 平方メートル
_ `		

6 第3項に規定する屋外遊戯場は、同一の敷地又は隣接する敷地内に設置するものとする。ただし、 当該屋外遊戯場を同一の敷地又は隣接する敷地内 に設置することが困難である場合は、規則で定め る要件を満たす当該認定こども園の付近にある適 当な場所を屋外遊戯場に代えることができる。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに 食事を提供するときは、当該認定こども園内で調 理する方法により行わなければならない。ただし、 第3項に規定する調理室の確保が困難である特段 の事情がある場合であって、規則で定める要件を 満たすときに限り、当該認定こども園の満3歳以 上の子どもに対する食事の提供について、当該認 定こども園外で調理し、搬入する方法により行う ことができる。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の

提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調

3 条例第6条第7項に規定する規則で定める要件は、食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることのほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定 こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養 面等業務上必要な注意を果たし得るような体制 及び調理業務の受託者との契約内容が確保され ていること。
- (2) 当該認定こども園又は保健所、市町等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制等が確保されていること。
- (3) 第1号の受託者は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギーやアトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応できるものであること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

の子どもについて前号により算定した面積を加 えた面積以上であること。

ı	学級数	面積(平方メートル)		
	2 学級以下	330+30×(学級数-1)		
Ì	3 学級以上	400+80× (学級数-3)		

- 6 第3項に規定する屋外遊戯場は、同一の敷地又は隣接する敷地内に設置するものとする。ただし、当該屋外遊戯場を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難である場合は、市長が別に定める要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所を屋外遊戯場に代えることができる。
- 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに 食事を提供するときは、当該認定こども園内で調 理する方法により行わなければならない。ただし、 第3項に規定する調理室の確保が困難である特段 の事情がある場合であって、市長が別に定める要 件を満たすときに限り、当該認定こども園の満3 歳以上の子どもに対する食事の提供について、当 該認定こども園外で調理し、搬入する方法により 行うことができる。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の 提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調 で調理する方法により行う子どもの数が 20 人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、三の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

九 認定こども園において満2歳未満の子どもの 保育を行う場合には、三により置くものとされ る施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなけ ればならない。この場合において、乳児室の面 積は満2歳未満の子ども1人につき 1.65 平方 メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の 子ども1人につき 3.3 平方メートル以上でなけ ればならない。 理する方法により行う子どもの数が 20 人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項に規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、これらの施設の面積は、当該子どものうち、ほふくをしない子どもの場合にあっては、1人につき 1.65 平方メートル以上、ほふくをする子ども(立ち歩きを始めたものを含む。)の場合にあっては、1人につき 3.3 平方メートル以上でなければならない。

理する方法により行う子どもの数が 20 人に満た ない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚 園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、 調理室を備えないことができる。この場合におい て、当該幼稚園型認定こども園においては、当該 食事の提供について当該方法により行うために必 要な調理設備を備えなければならない。

9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項に規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、これらの施設の面積は、当該子どものうち、ほふくをしない子どもの場合にあっては、1人につき1.65平方メートル以上、ほふくをする子ども(立ち歩きを始めた者を含む。)の場合にあっては、1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

# 教育及び保育の内容

#### 第五 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、 法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・ 厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

ー 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、O 歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という2つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚 園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

- 1 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつ ろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適 切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図 るようにすること。
- 2 健康、安全で幸福な生活のための基本的な 生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を 培うようにすること。
- 3 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と 信頼感、そして人権を大切にする心を育てる とともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽 生えを培うようにすること。
- 4 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- 5 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育

(教育及び保育の内容)

第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(保育所の保育内容に関する指針で規則で定めるものをいう。)に基づくとともに、認定こども園に固有の事情に配慮し、次に掲げる事項について規則で定める内容に即したものとする。

(1) 教育及び保育の基本及び目標

(教育及び保育の内容)

第5条 条例第7条に規定する規則で定めるものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針(以下「保育所保育指針」という。)とする。

2 条例第7条に規定する規則で定める内容は、別表に掲げるとおりとする。

別表 (第5条関係)

1 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、O歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という2つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園 教育要領及び保育所保育指針の目標が達成される ように教育及び保育を提供しなければならない。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつ ろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適 切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図 るようにすること。
- (2) 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と 信頼感、そして人権を大切にする心を育てる とともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽 生えを培うようにすること。
- (4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育

(教育及び保育の内容)

- 第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(保育所の保育内容に関する指針で市長が別に定めるものをいう。)に基づくとともに、認定こども園の固有の事情に配慮し、次に掲げる事項について市長が別に定める内容に即したものとする
- (1) 教育及び保育の基本及び目標

て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

6 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

- 二 認定こども園として配慮すべき事項 認定こども園において教育及び保育を行うに 当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。
- 1 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、O 歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 2 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの 多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数 の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に 応じ、教育及び保育の内容やその展開につい て工夫をすること。
- 3 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- 4 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力 を高める観点に立って子育て支援事業を実施 すること。

三 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。

また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- 1 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- 2 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- 3 家庭や地域において異年齢の子どもとかか わる機会が減少していることを踏まえ、満3 歳以上の子どもについては、学級による集団

(2) 認定こども園として配慮すべき内容

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画

て、喜んで話したり、聞いたりする態度及び 豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

(6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

2 認定こども園として配慮すべき内容

1に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は、次に掲げる認定こども園として配慮すべき内容を含むものでなければならない。

- (1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相 違により集団生活の経験年数が異なる子ども がいることに配慮する等、O歳から就学前ま での一貫した教育及び保育を子どもの発達の 連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの 多様性に配慮するとともに、保護者の就労状 況等の生活スタイルを反映した子どもの利用 時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人 の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容 について工夫を行うこと。
- (3) 教育時間相当利用児並びに教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

3 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、2に掲げる認定こども園として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念及び運営の方針を明確にしなければならない。また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- (1) 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- (2) 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとかか わる機会が減少していることを踏まえ、満3 歳以上の子どもについては、同一学年の子ど

(2) 認定こども園として配慮すべき内容

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画

活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。

4 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

#### 四 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊 戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、 次に掲げる点に留意しなければならない。

- 1 O歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
- 2 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
- 3 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- 4 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造する
- 五 日々の教育及び保育の指導における留意点 認定こども園における日々の教育及び保育の 指導に際しては、次に掲げる点に留意しなけれ ばならない。
  - 1 O歳から小学校就学前までの子どもの発達 の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを 通して総合的な指導を行うこと。
  - 2 子どもの発達の個人差、施設の利用を始め た年齢の違いなどによる集団生活の経験年数 の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子ど もの発達の特性や課題に十分留意すること。 特に満3歳未満の子どもについては、大人へ の依存度が極めて高い等の特性があることか ら、個別的な対応を図ること。また、子ども の集団生活への円滑な接続について、家庭と の連携及び協力を図る等十分留意すること。

(4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の 環境の構成

(5) 日々の教育及び保育の指導における留意点

もで編制される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園のそれぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくことが望ましいこと。

(4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること

4 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環 境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 満3歳に満たない子どもを含む就学前まで の様々な年齢の子どもが利用するため、子ど もの発達の特性を踏まえ、満3歳に満たない 子どもについては特に健康、安全及び発達の 確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子 どもについては集団による活動の充実、異年 齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫 すること。
- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろく場との適切な調和等の工夫を行うこと。
- (3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭におき、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。
- 5 日々の教育及び保育の指導における留意点 認定こども園における日々の教育及び保育の指 導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければ ならない。
  - (1) O歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
  - (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意するこ

(4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の 環境の構成

(5) 日々の教育及び保育の指導における留意点

- 3 1日の生活のリズムや利用時間が異なる子 どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不 安や動揺を与えないようにする等の配慮を行 うこと。
- 4 共通利用時間においては、同年代の子ども との集団生活の中で遊びを中心とする子ども の主体的な活動を通して発達を促す経験が得 られるように、環境の構成、子どもの教育及 び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- 5 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育 及び発達に欠かせない重要なものであること から、望ましい食習慣の定着を促すとともに、 子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取 量のほか、食物アレルギー等への適切な対応 に配慮すること。また、楽しく食べる経験や 食に関する様々な体験活動等を通じて、食事 をすることへの興味や関心を高め、健全な食 生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を 行うこと。さらに、利用時間の相違により食 事を摂る子どもと摂らない子どもがいること にも配慮すること。
- 6 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- 7 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- 8 家庭との連携においては、子どもの心身の 健全な発達を図るために、日々の子どもの状 況を的確に把握するとともに、家庭と認定こ ども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え 合い、十分な説明に努める等、日常的な連携 を図ること。その際、職員間の連絡・協力体 制を築き、家庭からの信頼を得られるように すること。
- また、教育及び保育活動に対する保護者の 積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践 する力の向上に寄与するだけでなく、地域社 会における家庭や住民の子育てを自ら実践す る力の向上及び子育ての経験の継承につなが ることから、これを促すこと。その際、保護 者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての 保護者の相互理解が深まるように配慮するこ

#### 六 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、 小学校教育との連携を図らなければならない。 1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観 点から、小学校教育への円滑な接続に向けた 教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通 じた質の向上を図ること。 (O) 小字仪及び義務教育字仪にのける教育との連携

- (3) 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる 子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、 子どもに不安や動揺を与えないようにする等 の配慮を行うこと。
- (4) 共通利用時間においては、同年代の子ども との集団生活の中で遊びを中心とする子ども の主体的な活動を通して発達を促す経験が得 られるように、環境の構成、子どもの教育及 び保育に従事する者の指導等を工夫するこ と。
- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- (6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- (7) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、 一人一人の状況を的確に把握し、専門機関と の連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- (8) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の 積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に 寄与するだけでなく、地域社会における家庭 や住民の子育て力の向上及び子育て経験の継 承につながることから、これを促すこと。そ の際、保護者の生活スタイルが異なることを 踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まる ように配慮すること。

(6) 小学校及び義務教育学校における教育との連「6 小学校及び義務教育学校における教育との連携

認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、 小学校及び義務教育学校における教育との連携を 図らなければならない。

(1) 子どもの発達及び学びの連続性を確保する 観点から、小学校及び義務教育学校への円滑 な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を 図り、連携を通じた質の向上を図ること。 (6) 小学校及び義務教育学校における教育との連携

	2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修		(2) 小学校及び義務教育学校との連携、接続に	
	の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小	·	おいては、地域の小学校等との交流活動や合	
	学校等の児童及び認定こども園と小学校等の		同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子	-
. •	職員同士の交流を積極的に進めること。	•	どもと小学校等の児童及び認定こども園と小	
	14/5/1 122 15/1/2 C 15/1/2 15/1/2 15 C 1 2 C 1		学校等の職員同士の交流を積極的に進めるこ	
;			ا کے	
	3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は	<i>:</i>	(3) すべての子どもについて指導要録の抄本、	
	写し等の子どもの育ちを支えるための資料の		写し等の子どもの育ちを支えるための資料の	·
	送付により連携する等、教育委員会、小学校	,	送付により連携する等教育委員会、小学校等	
	等との積極的な情報の共有と相互理解を深め		との積極的な情報の共有と相互理解を深める	·
	ること。			,
		(7) 食育の推進	7 食育の推進	
	,		認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、	
			食育の推進を図らなければならない。	•
			(1) 知事が別に定めた「長崎県食育推進計画」	
,	_		を踏まえ、教育及び保育計画に連動した食育 計画を策定するとともに、食育に関する指導	·
`			新聞を東定することもに、長角に関する指導 を行う食育担当者を配置し、食育を推進する	
			体制を整えること。	
	•		(2) 当該認定こども園が定めた食育計画に基づ	·
`		•	き、給食等の実施にあたっては地産地消の推	
		•	進等を通して、地域に対する関心が深められ	
			るよう配慮すること。	
	•			
保育者等の資	第六 保育者の資質向上等	(保育者等の資質の向上)	(保育者等の資質の向上の留意事項)	(保育者等の資質の向上)
の向上	認定こども園は、次に掲げる点に留意して、子	第8条 認定こども園においては、規則で定める事	第6条 条例第8条に規定する規則で定める事項	第8条   認定こども園においては、市長が別に定
	どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を	項に留意して、認定こども園の長及び子どもの教	は、次に掲げるとおりとする。	る事項に留意して、認定こども園の長及び子ど
	図らなければならない。	育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなけ		の教育及び保育に従事する者の資質の向上を図
	一 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は	ればならない。	(1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自ら	なければならない。
	教育及び保育の要であり、自らその向上に努め	·	がその資質の向上に努めることができるよう配	
	ることが重要であること。		慮すること。	
	二 教育及び保育の質の確保及び向上を図るため		(2) 日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に	
	には日々の指導計画の作成や教材準備、研修等		必要な時間を確保するため、午睡の時間及び休 業日の活用、非常勤職員の配置等の様々な工夫	
	が重要であり、これらに必要な時間について、		乗日の活用、非常勤職員の配直寺の様々な工大   を行うこと。	
	午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと		213 JCCo	
	等、様々な工夫を行うこと。 三 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格		(3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士の資	•
	三 別権国の教員先許がを有する首と休育工員借 を有する者との相互理解を図ること。		格を有する者との相互の理解を図ること。	
	四 認定こども園においては、教育及び保育に加	•	(4) 認定こども園の長及び職員に対する研修につ	
	え、保護者の子育でを自ら実践する力の向上に		いて当該認定こども園の適切な内外の研修計画	·
	つながるような子育て支援事業等多様な業務が		を作成し、及び実施するとともに、当該研修の	
	展開されるため、認定こども園の長も含め、職		機会の確保を図るため、勤務体制の組立て等に	
	員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅		配慮すること。	
	を広げること。			
-	その際、認定こども園の内外での適切な研修			
	計画を作成し、研修を実施するとともに、当該			
	認定こども園の内外での研修の機会を確保でき	,		
	るよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。		(=) \(\text{A} = \text{A} = \text	
	五 認定こども園の長には、認定こども園を一つ		(5) 前号に掲げるほか、認定こども園の長に対し	
	の園として多様な機能を一体的に発揮させる能		て、認定こども園を一つの園として多様な機能	
	力や地域の人材及び資源を活用していく調整能		を一体的に発揮させる管理運営能力、地域の人	
	力が求められるため、こうした能力を向上させ	`	材及び資源を活用していく調整能力等の向上を	
-	ること。		図ること。	
予育て支援事	第七 子育て支援	(子育て支援事業)	(子育て支援事業の留意事項)	(子育て支援事業)
*	認定こども園における子育て支援事業について		第7条 条例第9条第1項に規定する規則で定める	第9条 認定こども園における子育で支援事業に
	は、次に掲げる点に留意して実施されなければな	いては、規則で定める事項に留意して実施しなけ	事項は、次に掲げるとおりとする。	- いては、市長が別に定める事項に留意して実施
	らない。	ればならない。		なければならない。 
				4
		•	<b>– 1</b>	4 -

				\$
	一 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。	2 前項の子育て支援事業の種類、回数等実施内容 を決定し、又は変更するに当たっては、あらかじ め市町の意見を聴くものとする。	(1) 子育て支援事業の実施に当たっては、原則として専任職員を配置するとともに、保護者の子育て力を高め、及び地域における子育て支援体制の充実を図る観点に立って、地域の全ての子ども及び保護者を対象として実施すること。	
	二 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。		(2) 地域における子育てに対する必要性及び状況を踏まえ、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を週3日以上実施することとし、実施に当たっては、事業実施計画を作成すること。	
	三 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。		(3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。	
管理運営等	第八 管理運営等     一 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合、幼稚園型認定こども園のうち第一の一の2に掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることが考えられる。	(管理運営等) 第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、 次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得 ながら一体的な管理運営を行うこと。 (2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。		(管理運営等) 第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、 次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得 ながら一体的な管理運営を行うこと。 (2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。
	二 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。 三 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。	(3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。 (4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。		(3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。 (4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
	四 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。	(5) 子どもの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に応じ、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。 (6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。		(5) 子どもの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に応じ、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。 (6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。
-	また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。 五認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。	(7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を 確保する体制を整えること。	(保険への加入)	(7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を 確保する体制を整えること。
	また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、 適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償	(8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。		(8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。

	の体制を整えなければならない。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	六 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。	(9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表、活用等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。		(9) 苦情解決の仕組みを整えるとともには外部の者による評価を行い、その結 活用等を通じて教育及び保育の質のに ること。
	七 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の 見やすい場所に、当該施設が認定こども園であ る旨の表示をしなければならない。	(10)特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町との連携を図り、その受入れに適切に配慮すること。		(10)特別な配慮が必要な子どもの利用が ることのないよう、入園する子どもの 正に行うとともに、本市との連携を図 受入れに適切に配慮すること。
		(11)認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。 (12)市町及び市町教育委員会と十分な連携を図ること。		(11)認定こども園の建物又は敷地の公衆 い場所に、当該施設が認定こども園で 表示をすること。 (12)本市及び教育委員会と十分な連携
		C C 0		
暴力団員等の 排除				(暴力団員等の排除) 第 11 条 認定こども園の設置者の役員及 ども園の長は、長崎市暴力団排除条例
				年長崎市条例第59号)第12条に規定 団員又は暴力団関係者(次項において 等」という。)であってはならない。 2 認定こども園は、長崎市暴力団排除条
		i -		第1号に規定する暴力団又は暴力団員等ことのないようにしなければならない。
委任		(委任) 第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例 の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		(委任) 第 12 条 この条例の施行について必要な 市長が定める。
附則(施行期日)	附 則 (施行期日) 1 この告示は、就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を	附 則(平成20年条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成24年3月23日条例第22号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。		附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成31年4月1日から
	改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行 の日(以下「施行日」という。)から施行する。	附 則(平成26年10月10日条例第65号) (施行期日) 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を		
,		改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日(以下、「施行日」という。)から施行する。附則(平成28年6月28日条例第41号)この条例は、公布の日から施行する。		
附則 (経過措置)	(経過措置) 2 施行日から起算して5年間は、第二の一の規定 にかかわらず、施行百の前日において現に存する	(経過措置) 2 施行日から起算して5年を経過する日までの間 は、第4条第2項の規定にかかわらず、施行日の		(経過措置) 2 この条例の施行の日から平成32年3 までの間は、第4条第2項の規定にかかれ
	記定こども園の職員配置については、なお従前の 例によることができる。	前日において現に存する認定こども園の職員配置 については、なお従前の例によることができる。		成27年3年31日において現に存する も園の職員の配置については、次の各号に 分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとお
				<ul><li>ことができる。</li><li>(1) 満 1 歳未満の子ども おおむね 3 /</li><li>人以上</li></ul>
				(2) 満1歳以上満3歳未満の子ども お 人につき1人以上 (3) 満3歳以上の子どものうち幼稚園と 日に4時間程度利用するもの おおむ につき1人以上

7/<del>:1</del>/:E1/

(認定こども 園の職員の 資格に関す る特例) (認定こども関の職員の資格に関する特例)

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第二の一本文により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第三の一、二及び四の規定にかかわらず、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 4 第三の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。
- 5 第三の二により置かなければならない幼稚園の 教員免許状又は保育士の資格を有する者について は、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免 許状を有する者をもって代えることができる。こ の場合において、当該者は補助者として従事する 場合を除き、教育課程に基づく教育に従事しては ならない。
- 6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども 園において、開所時間を通じて必要となる職員の 総数が、利用定員に応じて置かなければならない 職員の数を超える場合における第三の一、二及び 四により置かなければならない幼稚園の教員免許 状又は保育士の資格を有する者については、当分 の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数的 ら、利用定員に応じて置かなければならない職員 の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事 が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する 者と同等の知識及び経験を有すると認める者をも って代えることができる。この場合において、当 該者は補助者として従事する場合を除き、教育課 程に基づく教育に従事してはならない。
- 7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に 掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって 代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の 総数は、第二の一により認定こども園に置くもの とされる職員の数の3分の1を超えてはならな い。

(認定こども 関の職員の 資格に関する特例)

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第2項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、第4条第2項により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 3 第5条第2項及び第5項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。)をもって代えることができる。
- 4 第5条第3項により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども 園において、開所時間を通じて必要となる職員の 総数が、利用定員に応じて置かなければならない 職員の数を超える場合における第5条第2項、第 3項及び第5項により置かなければならない幼稚 園の教員免許状又は保育士の資格を有する者にる 職員の総数から、利用定員に応じて置かなければ ならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、 知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有 する者と同等の知識及び経験を有すると認める者 をもって代えることができる。この場合において、 当該者は補助者として従事する場合を除き、教育 課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に 掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって 代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の 総数は、第4条第2項の規定により認定こども園 に置くものとされる職員の数の3分の1を超えて はならない。

- (4) 満3歳以上満4歳未満の子どものうち保育所 と同様に1日に8時間程度利用するもの(次号 において「長時間利用児」という。) おおむね 20人につき1人以上
- (5) 満4歳以上の子どものうち長時間利用児 おおむね30人につき1人以上

(認定こども園の職員の資格に関する特例)

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第2項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 4 第5条第2項及び第5項(ただし書の規定を適用 する場合を除く。)の規定により置かなければな らない保育士の資格を有する者については、当分 の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しく は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条 第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附 則第7項において同じ。)を有する者(現に当該 施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従 事している者を除く。次項及び附則第7項におい て同じ。)をもって代えることができる。
- 5 第5条第3項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 1日につき8時間を超えて開園する認定こども 園において、開園時間を通じて必要となる職員の 総数が、利用定員に応じて置かなければならない 職員の数を超える場合における第5条第2項、第 3項及び第5項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する 者については、当分の間、開園時間を通じて置かな ければならない職員の数を差し引いて得た数の範 囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資 格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認 める者をもって代えることができる。この場合に おいて、当該者は補助者として従事する場合を除 き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に 掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって 代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の 総数は、第4条第2項の規定により認定こども園 に置くものとされる職員の数の3分の1を超えて はならない。

,			
	附則第4項 第三の一及び四	附則第3項 第5条第2項及び	附則第4項 第5条第2項及び 幼稚園の教員 第5項(ただし書 免許状又は小 の規定を適用する 学校教諭若し 場合を除く。)の くは養護教諭 規定により置かな の普通免許状 ければならない保 を有する者 育士の資格を有す る者
	附則第5項 第三の二により置 小学校教諭又 かなければならな は養護教諭の い幼稚園の教員免 普通免許状を 許状又は保育士の 有する者 資格を有する者	附則第4項 第5条第3項によ 小学校教諭又 り置かなければな は養護教諭の らない幼稚園の教 普通免許状を 員免許状又は保育 有する者 士の資格を有する 者	附則第5項 第5条第3項の規 小学校教諭又 定により置かなけ は養護教諭の ればならない幼稚 普通免許状を 園の教員免許状又 有する者 は保育士の資格を 有する者
	附則第6項 第三の一、二及び 都道府県知事 四により置かなけ が幼稚園の教 自免許状又は 園の教員免許状又 保育士の資格 は保育士の資格を 有する者 同等の知識及 び経験を有す ると認める者	第5条第2項、第	附則第6項 第5条第2項、第 市長が幼稚園 3項及び第5項の の教員免許状 規定により置かな ければならない幼 稚園の教員免許状 又は保育士の 資格を有する 程園の教員免許状 又は保育士の資格 該及び経験を 有すると認め る者